

## 森林技術コンサルタンツ協議会 委員会規定

平成 21 年 7 月 29 日制定

平成 26 年 3 月 19 日改正

令和 7 年 3 月 24 日改正

### (委員会の設置)

第1条 一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会（以下「協議会」という。） 定款 38 条の 2 に基づき次の委員会を置く。

(1) 運営委員会

(2) 技術委員会

### (運営委員会)

第2条 運営委員会は協議会の事業（技術委員会に属するものを除く。）の運営、管理等を遂行するとともに、理事会に付託された事項を調査、又は審議する。

2 運営委員会は運営委員 10 名以内で構成し、運営委員のうち 1 名を委員長、1 名を副委員長とする。

3 委員長は理事会の選任により会長が委嘱する。副委員長は委員長が選任し会長が委嘱する。

4 委員は委員長が選任し理事会の承認を得て会長が委嘱する。

5 委員長は委員会の業務を統轄する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

7 運営委員の任期は、2 年とし、その欠員が生じた場合の補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 議決が必要な場合は、1/2 の出席をもって、過半数の同意で決する。

### (技術委員会)

第3条 技術委員会は公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センターと連携し森林技術の開発・蓄積・普及啓発等を遂行するとともに、理事会に付託された事項を調査、又は審議する。

2 技術委員会は技術委員 10 名以内で構成し、技術委員のうち 1 名を委員

長、1名を副委員長とする。

3 委員長は理事会の選任により会長が委嘱する。副委員長は委員長が選任し会長が委嘱する。

4 委員は委員長が選任し理事会の承認を得て会長が委嘱する。

5 委員長は委員会の業務を統轄する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

7 技術委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の技術委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 議決が必要な場合は、1/2の出席をもって、過半数の同意で決する。

#### (専門部会の設置)

第4条 運営委員会及び技術委員会に専門的な事項を調査、又は審議するために専門部会を設置することができる。

2 各専門部会の部会長及び委員は、各委員会の委員長が選任し会長が委嘱する。

3 専門部会の運営に関する事項は各専門部会細則で定める。

4 運営委員会専門部会の下に次の地区委員会を設置することができる。

(1) 北海道地区委員会

(2) 東北地区委員会

(3) 関東地区委員会

(4) 中部地区委員会

(5) 近畿中国地区委員会

(6) 四国地区委員会

(7) 九州地区委員会

5 地区委員会の委員長及び委員は、運営委員会専門部会の部会長が選任し会長が委嘱する

付則 1 本規定は、令和7年3月24日から施行する。